

歯科外来からのご案内

当院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生局に届出を行っています。

◎個人情報保護法を遵守しています

問診票、診療録、検査記録、エックス線写真、歯型等の「個人情報」は、治療目的以外には使いません。

◎新しい義歯（取り外しできる入れ歯）を作るときの取り扱い

新しい義歯を保険で作る場合には、前回製作時より6ヵ月以上を経過していなければなりません。他の歯科医院で作られた義歯の場合も同様です。

◎明細書発行体制

明細書の発行を無料で行っています。必要のない場合にはお申し出下さい。

◎歯科治療時医療管理

患者さんの歯科治療にあたり、医科の主治医や病院と連携し全身的な管理体制をとることができます。

◎クラウン・ブリッジの管理

装着した冠やブリッジについて2年間の維持管理をおこなっています。今回の治療を機会にお口の中を清潔にすると共に、食生活にも気をつけて、ご自分の歯で楽しく食事をし、健康に過ごせるようにしましょう。

◎歯科技工

院内に歯科技工士が居ますので、入れ歯の修理が迅速に行えます。